

2002年  
J M R C 中部  
ラリーシリーズ戦規定

1. 目的

J A F 中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦を計り J M R C 中部の発展を目的とする。

2. シリーズ戦

J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズ  
J M R C 中部ラリーターマックシリーズ

3. 部門

ドライバー部門・ナビゲータ部門を設ける。

4. クラス区分

(1) チャンピオンシリーズ

Aクラス：気筒容積1400ccまでの車両

Bクラス：気筒容積1400ccを超え2000ccまでの車両

Cクラス：気筒容積2000ccを超える車両

(2) ターマックシリーズ

1クラス：2輪駆動車および2000cc以下の4輪駆動車

2クラス：2000ccを超える4輪駆動車

5. ポイント

(1) 各クラスとも下記のポイントを与える。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
100	70	50	35	25	18	13	10	7	5

(2) 各クラスの参加出走台数が3台に満たない場合、そのクラスはシリーズ戦として成立せず、ポイントは与えられない。

(3) 登録された正ドライバー以外は運転してはならない。

(4) 全開催数 - 1戦のポイント総数を有効ポイントとする。

但し、競技会開催数が全6戦を超えた場合は、最高5戦までを有効ポイントとする。

また、全開催数が3戦以下の場合は全戦有功ポイントとする。

(5) 有効ポイントが同点の場合は、下記の方法で順位を決定する。

各有効ポイントを2乗し、その合計の高い方。

参加台数の多い競技会のポイントを優先する。

J M R C 中部ラリー - シリーズ主催者会議にて決定する。

7. 参加の制限

国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者(ドライバー、ナビゲータ)は、失格となった競技会を含み、以前のポイントを剥奪し、それ以降今年のシリーズ戦競技会への参加を認めない。

## 8. シリーズ表彰

### (1)チャンピオンシリーズ

Aクラス1位、Bクラス3位、Cクラス3位までを対象とする。

但し、参加台数により表彰対象枠の拡大を行う。

### (2)ターマックシリーズ

各クラス3位までを対象とする。

競技会特別規則書によって3名以上の乗車を認められた場合は、シリーズ・ポイントはそれぞれ指定されたドライバー・ナビゲータ各1名にのみ与えられる。

## 9. 表彰式

「JMRC中部Motor Sports day 2003」にて開催される表彰式で行う事を原則とする。

## 10. 入賞者の義務

入賞者は、表彰式への出席を義務付ける。

但し、やむを得ず出席できない場合は、その理由と代理人をラリー部会に報告すること。

## 11. 付則

再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、そのシリーズのポイントは全て剥奪し、以降のシリーズ戦への参加を認めない。

オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、それまでのシリーズのポイントを剥奪し、以降のシリーズ戦への参加を認めない。

以上

JMRC中部ラリー専門部会

# J A F 中部地域クラブ協議会

## ラリー共通規則

### 第1章 総 則

本共通規則は、車両規則補足解釈と合わせて、JMRC中部における全てのラリー競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。

各競技会の特別規則書は第2章の内容記載を必須とする。各競技会特別規則書の競技運営に関する細則は本共通規則の第3章が適用される。尚、特別規則書に記載された内容は、その示す範囲において本共通規則より優先する。

また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、競技会における特別規則、および本共通規則を熟知して参加するものとする。

JAFラリー選手権のかかる競技会においては、別に定める日本ラリー選手権規定を遵守すること。

### 第2章 特別規則書の記載内容

#### 公示

本競技会は、FIAの国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則、およびJMRC中部のラリー車両規定に従って開催される。

第 1 条 競技会の名称

第 2 条 競技会の種目 4輪自動車によるラリー

第 3 条 競技格式

第 4 条 開催日程

第 5 条 開催地および距離

第 6 条 競技内容(ラリー内容および初中上級を記載)

第 7 条 オーガナイザー名及び住所

第 8 条 大会役員

第 9 条 競技会役員

第 10 条 参加車両

参加車両は、JAF国内競技車両規則、第2編「登録番号標付車両規定」、第3編「ラリー車両規定」に合致し、下記の条件を満足していること。

(1)JAF中部地域クラブ協議会発行のラリー車両規定を満足している事。

(2)非常用停止表示板2枚(三角)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品およびJAF国内競技車両規則、第3編「ラリー車両規定」第10条に定められている消火器の搭載を義務付ける。

- 第11条 参加資格
- (1) 本競技会に参加できる競技者は、2002年JAF発給の国内競技運転者許可証B級以上を所持している事。
  - (2) JAF中部地域クラブ協議会加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。但し、参加台数に余裕がある場合は他地域からの参加を妨げない。
  - (3) 参加者は、所属する地域クラブ協議会の共済会に加入していること。
  - (4) 1チーム2名限定とする。但し、各競技会特別規則書によって3名以上の乗車を認められた場合はこの限りでない。
  - (5) 正副ドライバーは、当該車両を運転するに有効な運転免許証を取得しており、参加申込締切時点で満20才以上の者とする。ただし、初級向け競技については20才未満の参加を認めるが親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。

第12条 クラス区分

次のクラスを設定する。

- Aクラス 気筒容積1400ccまでの車両  
Bクラス 気筒容積1400ccを超え2000ccまでの車両  
Cクラス 気筒容積2000ccを超える車両

但し、JMR C中部ラリーターマックシリーズの排気量区分は、シリーズ戦規定による。

第13条 参加台数

60台に制限する。

第14条 参加料

参加料は、各競技会の「特別規則書」に記載された金額が最終決定金額とする。(主催者より事前に発行されたインフォメーションと、特別規則書に記載された参加料と必ずしも同一金額とは限らない)

第15条 保険の加入

各競技会の「特別規則書」に記載されている場合を除き、参加者は競技に有効な任意保険に加入すること。対物保険に加入する場合は、免責10万円以下とすることが望ましい。

但し、共済会に加入している場合は、搭乗者保険に加入しなくても可とする。

対人 2,000万円以上  
搭乗者 200万円以上

第16条 受付期間

第17条 参加申し込み先及び問い合わせ先

第18条 タイムスケジュール

第19条 賞典

第20条 付則

- (1) 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則、国際モータースポーツ競技規則ならびにJMRC中部統一規則に従って開催される。
- (2) 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第21条 参加申し込み

参加申し込みは所定の申込書、車両申告書に必要事項を記入して、参加料を添えて持参又は郵送にて行うこと。  
電話による申し込みは受け付けない。また郵送の場合は現金書留を基本とし、期間内必着とする。

第22条 参加受理

- (1) オーガナイザーは、正式参加の受理を通知するが、理由を示す事無く、参加申し込みの受理を拒否する権限を保有する。
- (2) 参加申し込み締切り後、オーガナイザーは、すみやかに各参加者宛に正式参加受理又は参加不受理を通知しなければならない。
- (3) 参加不受理の場合は、事務諸経費2,000円を差し引いて参加料を返却する。
- (4) 正式参加受理後、参加料は一切返還しない。公式車両検査不合格等により出走を拒否された場合も同じである。
- (5) 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。  
但し、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。  
なお、正式参加受理後(受理書発送以降)の変更は1件につき事務諸経費5,000円を徴収する。
- (6) 参加車両の変更は同一クラス内に限り公式車両検査前迄ならば変更することができる。
- (7) 参加者は、全ての変更項目を文書によりオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。
- (8) 参加者が参加申し込み後、何らかの理由において参加申し込みの取り消しをオーガナイザーに求めても、参加申し込み締めきり前後を問わずオーガナイザーは拒否することができる。

第23条 ゼッケン

- (1) ゼッケン番号は、オーガナイザーが指定し支給する。
- (2) ゼッケン番号及びオーガナイザー指定の商業広告は、定められた位置に取り付けること。
- (3) ゼッケン番号およびオーガナイザー指定の商業広告不備による各種のトラブルについてオーガナイザーはその責任を負わない。

第24条 受付

受付では有効な正副ドライバーの運転免許証・競技運転者許可証・競技車両の自動車検査証・自動車賠償責任保険証・地域クラブ協議会の共済会への加入を証明する物を速やかに提示し、チェックを受けること。

## 第25条 公式車両検査

- (1)車検は、本規則第10条及び安全面を重点に行う。
- (2)車検不合格の車両の失格は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (3)公式車両検査終了後も予告なく再車検を行うことがある。その際においても本規則に合致しないことが認められた場合第25条-2と同じとする。

## 第26条 コース

- (1)コース及び距離はコース委員が数回の試走を行って定め、コース図によって競技者に指示する。
- (2)競技長およびコース委員長は天候、道路状況の変化、その他の事情により予告無くコース変更が出来る。
- (4)やむなくコース変更する場合は、文字と方向を示す矢印を記した看板を確認しやすい位置に提示する。  
これが不可能な場合は、コース委員の合図またはこれに変わるべき表示により行う

## 第27条 スタート

- (1)スタートは日章旗またはクラブ旗によって合図する。
- (2)スタートは1号車よりゼッケン順に1分間隔で行う。

## 第28条 チェックポイント(CP)

- (1)CPは原則としてコース進行方向の左側に設置し、CP看板及び白線にて明示する。
- (2)CPに並進して入ってはならない。並進して入った場合、進行方向右側の競技車は計測しない。
- (3)CPより確認しうる地点にて時間調整と見なされる故意の減速、停止を行ってはならない。
- (4)CPでは役員の指示に従い、CPライン通過後計時車付近で停止し、CPカードを受け取るものとする。
- (5)CPに関する一切の申したては、そのCPの役員に速やかになされなければならない。  
また、それに要した時間は、各自取りもどすものとする。
- (6)CP及びフィニッシュは先頭スタート車の標準通過時刻の15分前に開設し、最終スタート車の標準通過時刻に30分を加えた時間で閉鎖する。
- (7)CP付近より確認できる違反行為、ルール無視、故意の時間調整、右側下車等を行った場合、CPチーフの連絡により競技長経由で競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す権限を有する。

## 第29条 パスコントロールポイント(PC)

CP以外でもルート上で速度を変更させる事がある。PCにおける秒未満の処理については特別規則書に記載する。記載の無い場合は秒未満を切捨とする。

## 第30条 計時

- (1)計時は、NHKの時報を基準にした役員の時計を用いる。
- (2)計時は、原則として計測ラインを前輪が通過した時とする。
- (3)CPにおける計時は秒未満を切捨とし秒単位で計時する。
- (4)CPのスタート方法、CPにおいてのスタート時刻はチェックカードに記載された時、分、秒とする。
- (5)コース上にて再スタート地点を設ける場合がある。この場合のスタート時刻は、00秒とする。
- (6)不可抗力により競技を中断した場合の再スタート地点では、役員の任意の合図により計時した時、分、秒をその地点のスタート時刻とし、これによる不利益についての抗議は、一切受け付けない。

## 第31条 減点

- (1)各区間において実走行所要時間と基準時間との差について1秒につき1点とし、算出された各区間の減点を加算し減点合計とする。
- (2)特別計時区間は1秒につき1点とする。
- (3)その他特に指示する区間において、異なる減点方法を取る場合は、競技会特別規則に規定する。

## 第32条 採点

- (1)競技参加者は各ステージ終了後指定の時間内にチェックカード等を貼付し、かつ必要事項を記入した上で採点シートを受付に提出しなければならない。
- (2)採点シートの提出が指定時間を過ぎた場合、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
- (3)各自採点した減点に誤りがあった場合、正しい減点に訂正した後、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。

## 第33条 参加者の遵守事項

- (1)競技中いかなる事があるとも道路交通法の遵守を最優先する。  
又現場の警察官の指示に従うこと。
- (2)一般車両及び歩行者等交通弱者に迷惑を及ぼさないこと。
- (3)民家の付近では極力静かに走行すること。
- (4)スタートよりゴールまでシートベルトは必ず着用すること。  
ヘルメットは指示書にて指示する区間においては必ず着用すること。
- (5)ヘルメットはJIST8133 1978第2種、JIST8133 1982C種、ANSI Z 90、またはSNELL規格の合格品またはそれと同等以上の性能を有するものであること。なお、これらはヘルメットにラベルで表示されていること。
- (6)明らかに追越そうとしている後続車がある場合は安全かつ速やかに追越しをさせること。
- (7)時間調整は民家より最低100m以上離れて、必ずエンジンを停止して行うこと。
- (8)リタイヤした時は最寄りの役員にリタイヤ届けを提出すること。

それが不可能な場合、他の競技者に連絡するか、電話にて当日の競技会事務局まで連絡すること。

- (9)リタイヤ又は失格した場合は、直ちにゼッケン、公認競技会の証、その他の車体貼付物を取り除くこと。
- (10)競技中はオーガナイザーが指定したサービスポイント以外でのサービスを受けることは出来ず、また指定給油所以外での給油は禁止する。
- (11)サービス地点での車両の整備作業は下記の事項を遵守し行うこと。
  - (a)車両用部品は、下記のものに限り交換することが許される。

タイヤ	ランプ類のバルブ
点火プラグ	ベルト
アクセサリ等の自動車部品	
  - (b)上記以外の整備については技術委員長の許可が無ければ出来ない。
- (12)原則として参加競技会表彰式への出席を義務付ける。

#### 第34条 サービス

各競技会特別規則書に記載

尚、主催者によるサービスカーの管理方法ならびにその担当競技役員を記載すること。

#### 第35条 ペナルティ

各競技会特別規則書に記載

#### 第36条 失格規定

以下の事項を競技長に確認された場合は競技会審査委員会の決定により失格となる。

- (1)競技中にシートベルト、ヘルメット(指示された区間)を着用しなかった場合。
- (2)競技中に交通違反をし、警察官の取り調べを受けたとき。
- (3)加害者、被害者を問わず、競技中に交通事故を起こしたとき。
- (4)CPを逆行したとき。
- (5)CP不通過あるいはタイムアウト。
- (6)CPカード記入事項を改ざん、又は虚偽の申告が判明したとき。
- (7)競技中車両内にラジオ、携帯電話を除く無線機の持込を行ったとき。
- (8)競技中乗員に変更があったとき。
- (9)他の競技者を故意に妨害したとき(妨害された競技者の申告により競技長がそれを認めたとき)
- (10)他車による牽引又はこれに準ずる方法で走行したとき。
- (11)競技会役員の指示に従わなかったとき。
- (12)スポーツマンらしくらぬ言動をとったとき。
- (13)参加申込書、その他の書類に偽りの記載をし、その後発覚したとき。

(14)リタイヤの申告を怠ったとき。

- (15)競技中著しく車体、又は破損していたにもかかわらず、改善処置をしなかった時。
- (16)参加者又はその関係者間で不正行為が行われ、その事実を競技役員が目撃した場合あるいは他の参加者から申告がなされ、競技長が認めたとき。
- (17)指定区間以外の場所で前部霧灯を使用(点灯)した場合。

#### 第37条 ペナルティの例外

自チーム以外の死傷者の緊急を要する救助の為、減点又はペナルティが科せられた時は当該事情を考慮し、これを軽減又は免除する場合がある。但し競技長が事実を認め競技会審査委員会が必要と判断した時に限る。尚、この申告は採点シートの提出と同時になければならない。

#### 第38条 抗議

- (1)自チームのみが不当に処遇されていると認められる場合は抗議することができる。
- (2)抗議の提出は国内競技規則12-2に基づき、1件につき20,300円(抗議料)を添えて競技長に提出すること。その際、連名は認められない。
- (3)抗議の時間制限は国内競技規則12-4に準ずる。
- (4)抗議の結果は競技会審査委員長より口頭で直接本人に伝える。
- (5)抗議料の返還は、抗議が成立した場合か競技会審査委員会の指示があったときのみ返還される。
- (6)抗議内容が車両規定に及ぶ場合、抗議対象となった車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立となった場合は抗議者が負担しなければならない。
- (7)上記にかかわらず次の事項に対する抗議は一切受け付けない。
  - (1)第28条-(7)
  - (2)第33条-(1)
  - (3)第35条
  - (4)第36条

#### 第39条 損害の保証

参加者は車両及びその付属品が破損した場合及び第三者に損害を与えた場合はその責任は各自が負わなければならない。すなわち参加者はJAF及びオーガナイザー、競技会関係者が一切損害保証の責任を免除されていることを了承していなければならない。

#### 第40条 競技会の中止又は延期

保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定により競技を中止又は延期および途中で取り止めることができる。

#### 第41条 競技会の成立

競技途中で競技続行が危険あるいは不可能な場合は競技会審査委員会の決定により競技を打切る事がある。但し、その場合は競技会は成立したものと見なし成績は打切り地点までとする場合がある。

## 第42条 成績

成績は合計減点+ペナルティ点数の少ないものを上位とし、同点の場合は次の順序によって順位を決定する。

- (1) ペナルティが少ない方
- (2) 減点0区間の多い方
- (3) 排気量の少ない方
- (4) 競技会特別規則書による。

## 第43条 本規則の施行及び記載されていない事項

本共通規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。又、本共通規則に記載されていない事項については国内競技規則、国際モータースポーツ競技規則に準拠する。

J A F 中部地域クラブ協  
議会  
ラリー専門部会

## 2002年JMRC中部ラリーシリーズ車両規定

### 第1条 総則

JMRC中部ラリーシリーズに参加、出場する競技車両は次の規定に適合しなければならない。

- 1-1 自動車登録番号標または車両番号表を有する車両で、運輸省令道路運送車両の保安基準に適合していなければならない。公道を走行するに足る条件を満たしていなければならない。
- 1-2 本規定中の同一車両とは車検証内の車名及び、型式欄の記号、数字が同一位置の車両を言う。

### 第2条 ボディ

- 2-1 ボディの形状を変更し、車検証の寸法と異なる場合は登録番号の各陸運支局にて『構造変更検査』を受けなければならない。
- 2-2 フードの材料のを変更「スチール FRP、アルミ等」した場合は運輸省令に基づく『熱害対策』の基準に適合する証明を、添付しなければならない。但し対象車両が「電子制御噴射装置のガソリン車(例)EFI、EGI、PGM-F1等」の時は不要とする。
- 2-3 ウイング構造のものを車体に取り付ける場合は、その両端が突起している物でならず、かつ、運輸省令第18条の「エアスポイラーの構造基準」に合致していなければならない。
- 2-4 フェンダーとタイヤの関係については、直進状態において車軸中心上から前方30°後方50°に交わる2平面によりはさまれる部分の車体(フェンダー等)が、タイヤ、ホイール等より突出してなければならない。(オーバーフェンダー等の取付け等を行うことによって対応する場合は2-1に掲げる『構造変更検査』を受けなければならない)  
(JAF国内競技車両規則第4編「スピード車両規定」第2章、スピードA車両9.3.13を参照のこと)
- 2-5 フードロックの追加はできるが、その標準のフードロックの取り外しはできない。

### 第3条 エンジン

- 3-1 エンジンは当初のエンジン型式を変更してはならない。  
(エンジン型式とは車検証の原動機型式を言う)  
3-1の説明  
エンジンの乗せ換えは基本のエンジンブロックから変更してはならない(陸運局の構造変更検査に合格していても不可とする)
- 3-2 過給器を取り付けた場合の排気量区分は、係数「1.7」を掛けた数値とする。
- 3-3 その車両の排気系の消音装置は、その車両の製造メーカーの部品を使用すること。(但し、優良部品の場合は純正品と同等とする)  
3-3の説明  
排気系統は標準品に限定します。但しその車両の製造メーカーの純正採用されている部品は、可。純正以外でも優良部品と称する一

- 一般修理目的で一般に販売している部品はその車両の製造メーカーの車種に使用する目的で販売している場合は、標準品と同等とみなします。  
 (ディーラーオプションのマフラーはその車両の標準品とは認めない)
- 例1 ミツビシ E - C D 9 A にミツビシ E - C E 9 A 用の消音器を使用した場合・・・・・・可
- 例2 トヨタ E - E P 8 2 にミツビシ E - C E 9 A 用の消音器を使用した場合・・・・・・不可
- 但し、溶接加工等を施した場合は排気量漏れ等に注意すること。  
 (排気量漏れの場合は保安基準に適合しませんので・・・・不可)
- 3-4 エアクリーナケースは、標準品に限定する。エアクリーナの変更は可とする。
- 3-5 ターボ、インタークーラー、その他の部品の装着により排ガス装置の変更、取り外しは不可。
- 3-6 3-3、3-4に至っては主催者の判断によって出走拒否される可能性がある。
- 第 4 条 駆 動 系
- 4-1 変速機は、その標準車の変速機と異なる場合は各陸運支局の『構造変更検査』を受けなければならない。
- 第 5 条 制 動 装 置
- 5-1 制動装置は、その標準車の「基本構造」と異なる場合は各陸運支局の『構造変更検査』を受けなければならない。  
 (ドラムブレーキ ディスクブレーキ又はディスク・・ ドラム・・)
- 5-2 ブレーキローター・キャリパーは、基本構造を変更しなければ交換は可能。
- 第 6 条 タイヤ及びホイール
- 6-1 タイヤを変更するときには、必ずその標準車のサイズに使用されているものより『JATMA YEAR BOOK』記載の最大荷重下回ってはいけない。
- 6-2 タイヤの変更により外径が変化した場合は、スピードメーターの誤差が、保安基準の規定の「許容範囲」内に合致していなければならない。  
 (40km/h走行時において正10%負5%の範囲でなければならない)
- 6-3 タイヤはいかなる場合でも、ボディその他に接触してはならない。
- 6-4 タイヤは必ず、JISマークのついている物、輸入タイヤの場合は、その生産国の基準に合致していなければならない。(タイヤの使用はいかなる場合でも保安基準に適合していなければならない)
- 6-5 使用できるホイールはその取り付けるタイヤ幅の指定、又は許容範囲内の幅でなければならない。
- 6-6 使用するホイールが、軽金属の場合、JWL若しくは、生産メーカー等の刻印のある物でなければならない。(その場合VIA規定の「軸加重の許容加重」が、その車両の「輪加重」を下回ってはいけない。最近のホイールは至っては許容加重が表示されています)
- 6-7 タイヤの加工、スパイクの使用、ホイールスペーサーの使用は禁止する。

- 第 7 条 ヘッドライト
- 7-1 ヘッドライトを変更するときは、必ず左側通行用の物を使用し、光軸があり調整式とする。ランプボッドは、禁止とする。
- 7-2 保安基準32条の規定によりヘッドライトの明るさはすべての合計が225000カンデラを越えてはいけない。
- 7-3 ヘッドライトの明るさは白色又は淡黄色であり、左右同一でなければならない。  
 (4灯式の場合は外側と、内側の色を同一にすること)
- 7-4 保安基準32条の規定によりヘッドライトのテーピング等によるレンズの改造は認められない。
- 第 8 条 ウィンカー&ハザードランプ
- 8-1 ウィンカー及びハザードランプの色は点灯したときに燈色でなければならない。
- 8-2 ウィンカー及びハザードランプの点灯回数は1分間に、60回以上120回以下でなければならない。
- 8-3 サイドマーカーは車両最後端から外側へ1メートル移動し、高さ1メートルから2.5メートルまでのすべての位置で点滅を確認できなければならない。(オーバーフェンダー取り付け等で確認が困難なときは確認できる位置に追加すること)
- 第 9 条 前部霧灯(競技用前部霧灯)
- 9-1 前部霧灯に至っては、JAF国内競技車両規則、第3編「ラリー車両規定」第9条に準ずる。
- 第 1 0 条 制 動 灯
- 10-1 制動灯の色は赤色とする。(但し昭和48年11月以前の車両に関しては「赤色又は燈色」とすることができる)
- 10-2 尾灯と兼用とする制動灯は、主制動装置を操作したときにのみ光度が5倍以上の増加をしなければならない。
- 10-3 補助制動灯(ハイマウントストップライト)は、主制動灯より高い位置に、なおかつ、車体中心に1個のみ取り付けができる。
- 第 1 1 条 ナンバー灯
- 11-1 ナンバー灯の色は白色でなければならない、夜間後方20メートルの位置からナンバーの数字等の確認ができなければならない。
- 11-2 ナンバー灯は後方位置においてナンバーを、照らすものであり、後方ランプそのものの光が直接発生させてはいけない。
- 11-3 車幅灯、ヘッドライト、前部霧灯(フォグランプ)を点灯しているときは、連動して点灯できる構造でなければならない、運転席において消灯できない構造でなければならない。
- 第 1 2 条 車幅灯(スモールランプ)及び尾灯
- 12-1 車幅灯の色は燈色、淡黄色、白色のいずれかで、左右同一でなければならない。
- 12-2 尾灯の色は赤色でなければならない。

- 第13条 バックランプ  
 13-1 バックランプの色は白色で光度5000カンデラ以下であること。  
 13-2 バックランプの数は2個以下でなければならない。  
 13-3 バックランプはバックギヤに入れたときのみ点灯する構造で運転席より故意に点灯や消灯できる構造であってはならない。  
 13-4 バックランプの取付位置は地上1.2メートル以下でなければならない。  
 13-5 バックランプは後方7.5メートルから先の地面を照射しないこと。
- 第14条 ガラス  
 14-1 フロントガラスは、「合わせガラス」を義務づける。  
 昭和62年8月31日以前生産車を除く  
 14-2 リアクォーター、リアドア、リアを除くガラスは可視光線透過率70%以上でなければならない。
- 第15条 運転者席及び座席  
 15-1 運転者席は、ハンドル中心から左右200ミリメートル以上の幅がなければならない。  
 15-2 座席は、1名乗車につき先端から200ミリメートルの位置で400ミリメートル以上の平面をもつなければならない。  
 15-3 座席後方に乗車定員を設けるときは、衝撃を和らげる処置（パッドの取付等）をしなければならない「運転者席、座席共通」
- 第16条 ロールバー  
 16-1 ロールバー装着により所定の乗車定員の寸法が確保（15-2規則参照）できないときは、所定の各陸運支局にて、乗車定員変更に伴う「構造変更検査」を受けなければならない。  
 16-2 ロールバーの取付は運転者、同乗者の乗降、操作の妨げにならなず、また取付により、頭部に衝撃を加える恐れのあるときは、パッド等により、安全対策をしなければならない。  
 16-3 材質、形状、取付け方法は、JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定の第4章 第6条ロールゲージの項に準ずる。但し、JAF国内競技車両規則 第2編 第4条 4-3-2補強の項に抵触しないこと。
- 第17条 インストルメントパネル  
 17-1 インストルメントパネルは衝撃吸収材を含め、取り外しを禁止する。
- 第18条 ハンドル  
 18-1 ハンドルは、かじ取りに差し支えのない外径を有さなければならない。（外径の数値は規定としない）  
 18-2 ハンドルのスポーク部分は鋭利な構造でなく、運転に差し支えるような反射する構造でないこと。ハンドル中央にホーンボタンを付ける場合はホーンマークを明記しなければならない。  
 18-3 ハンドルの握り部分は滑りやすい構造でないこと。
- 第19条 消火器  
 19-1 消火器に至ってはJAF国内競技規則、第3編「ラリー車両規定」第10条に準ずる。
- 第20条 室内（内装及びカーペット類等）  
 20-1 ヘッドライニングの取り外しは認めない。

- 20-2 ドア内張、及びコンソールボックスは、乗員確保できている面積に有するものは取り外しできない。（フロアカーペットは内張と見なさない）  
 20-3 フロアカーペット及びフロアマットは確実に固定されているか、取り外さなければならない。（ミルコート、アンダーコートも含む）  
 20-4 エンジン、動力伝達装置、燃料タンク、バッテリーから確実に隔壁されていないなければならない。  
 20-5 スペアタイヤ、ジャッキ、工具、救急薬品等の搭載物は、乗員確保されている部分に飛び込んできたり、車室外へ飛び出さないように固定すること。但し、脱着は容易なものとする。  
 20-6 平成6年4月1日以降に製作された車両の車内に使用する内装材等はすべて、「難燃材」を使用しなければならない。（保安基準に基づきロールバーパッドは除く）

## 第21条 指定部品の取り扱いについて

新規検査又は予備検査を除き、自動車部品を装着したときに寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲ある場合並びに指定する自動車部品（指定部品）を溶接又はリベット以外の取付方法により装着した場合には、自動車検査証記載事項の変更及び構造等変更検査は不要。  
 指定部品としては、国土交通省依命通達にて車体のアクセサリ部品及び機能的部品88種が定められており指定部品を使用する場合には、当該部品製造者等が明示している取扱説明書等に従い、装着しまた使用することとなるが自動車にかなる部品を装着し、使用する場合には自動車ユーザーの責任において道路運送車両法の保安基準に適合させた状態、そして常に適合するような維持しなければならない。自動車整備工場等において点検・整備及び検査時又は部品を装着するときには、保安基準に適合していることを確認すること。  
 （不明な点については最寄りの陸運支局又は、検査登録事務所に問合せること）  
 参加者は参加する競技会ごとに「改造申告書（誓約書）」等を提出しオーナーは当該書面に基づく確認を行う。各競技会の技術委員長の判断が肝要。

## 指定部品一覧表

### アクセサリ等の自動車部品

#### 1. 車体まわり関係

##### (1) 空気流を調整等するための部品

エア・スポイラー、エア・ダム、フード・ウインドー・デフレクター、フード・スクープ、ルーバー、フェンダー・スカート、ピックアップ・トラック・ランニングボード、その他エアロパーツ類、二輪車のカウル類、二輪車のウインドウ・シールド

##### (2) 手荷物等を運搬するための部品

ルーフ・ラック、エンクローズド・ラゲージ・キャリア、バイクノスキー・ラック、その他ラック類

注：道路交通法第55条2項に定める積載の方法に抵触する蓋然性の高いものは、自動車の構造装置として記載事項の変更申請があった場合でも、これを認めないものとする。



(3)その他の部品

サンルーフ、コンバーチブル・トップ、キャンパー・シェル、窓フィルム（コーティングを含む）、キャンピングカー用日除け、ロール・バー、バンパー・ガード、フェンダー・カバー、その他カバー類、ヘッドライト/フォグライト・カバー、その他灯火器カバー類、グリル・ガード、バンパー/ブッシュ・バー、ドア等プロテクター、アンダー・ガード、その他ガード類、ラダー、サン・バイザー、ルーフトップ・バイザー、その他バイザー類、ウインチ、牽引フック、トウバー、ロープ・フック、水/ド口はねよけ、アンテナ、トラック・ベッド・ライナー、グラフィック・パッケージ/テープ・ストリップ・キット、ボデー・サイド・モールディング、デフレクター/スクリーン（グリル）、コーナー・ポール、コーナー等のセンサー、後方監視用カメラ、車間距離警報装置、二輪車：グラブ・バー、バック・レスト、ステップ、クラッチ/ブレーキ・レバー

注：車体まわり関係の自動車部品を装着する事により、歩行者、自動車等乗員に接触する恐れのある車体外側表面部位は、外側に向けて先端がとがった又は、鋭い部分があってはならない。

2. 原動機、排気系統関係の部品

リモコン・エンジン・スタータ、エキゾースト・パイプ・チップ/エクステンション

3. 車室内に設置する部品

空気清浄器、エア・コンディショナー、ナビゲーション、無線機、自動車電話、オーディオ、その他音響機器類、盗難警報システム、エア・バッグ

4. その他

ナンバー取り付けステー、任意灯火器類  
運行にあたり機能する自動車部品

1. 走行装置関係の部品

- (1)タイヤ
- (2)ホイール

2. 操縦装置関係の部品

- (1)ステアリング・ホイール（二輪車のステアリング・ハンドルは除く。）
- (2)パワー・ステアリング（ギヤ・ボックスと一体のものを除く）
- (3)変速レバー、シフトノブ。
- (4)身体障害者用操作装置の部品（次の変更内容に係る部品に限る。）
  - 1.ステアリング・ホイールへの先回ノブの取り付け
  - 2.アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取り付け
  - 3.方向指示器レバーの移設又は足踏み方式部品の取り付け
  - 4.足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取り付け
  - 5.ペダル類にペダルを延長するための部品の取り付け
  - 6.助手席への補助ブレーキ・ペダルの一時的取り付け
  - 7.アクセル・ペダル又はブレーキペダルの移設又は増設取り付け

3. 緩衝装置関係の部品

- (1)コイル・スプリング
- (2)ショック・アブソーバー

(3)ストラット

(4)ストラット・タワー・バー

注：上記(2)及び(3)の部品を変更して装着することにより、走行中運転者席等において車両姿勢を容易かつ急激に変化させるものであってはならない。

4. 連結装置関係の部品

- (1)トレーラ・ヒッチ
- (2)ボール・カプラー

5. 騒音防止装置関係の部品

- (1)マフラー
- (2)排気管

6. その他の部品

- (1)規定灯火器類
- (2)ミラー

以上

種別等	項目	長さ	幅	高さ	車両重量
検査対象軽自動車、小型自動車	普通自動車、大型特殊自動車	± 3 c m	± 2 c m	± 4 c m	± 5 0 k g
					± 1 0 0 k g

上記に標に基づく数値を超えなければ構造等変更検査は不要

制作 J M R C 中部ラリー専門部会

協力 中部運輸局岐阜陸運支局 検査部門